

# 令和5年7月13日から法律が変わりました！



- ① 罪名変更…強制性交罪、強制わいせつ罪が、不同意性交罪、不同意わいせつ罪に変更
- ② 性交同意年齢引き上げ…13歳未満から16歳未満に変更
- ③ わいせつ目的面会要求罪の新設…16歳未満の者にわいせつ目的で面会を求めることを規制
- ④ 撮影罪の新設…盗撮や盗撮画像の提供、保管等を禁止

→ 条例より罰則が重くなりました！



あれ？  
盗撮って今までも処罰  
されていたよね？



これまでの盗撮は、各都道府県の条例で処罰されていました。しかし、飛行機内での盗撮など、発生場所が分からない場合に、どの地域の条例を適用するか特定できないことがあったのですが、今回新しく盗撮を取り締まる法律ができ、全国一律で対処できるようになりました。

盗撮は誰でも被害に遭う可能性があります。

福井県内では、公衆トイレやお風呂に入っているときに被害に遭うことが多いので、周囲に不審な物がないか確認するようにしましょう。

来月号で撮影罪について詳しく説明します！



夏休み期間になり、子供に対する声掛け事案が増えてくる可能性があります。

子供を犯罪から守るためには、「いかのおすし」を繰り返し子供に伝え、親子で一緒に確認することが大切です。

知らない人について

**いかない**



声をかけられても車には

**のらない**



知らない人に連れていかれそうになったら

**おおごえでさけが**



追いかけれそうになったら

**すぐにげる**



怖いことがあったらすぐに大人に

**しらせる**



防犯講習会の開催を希望する場合は、最寄りの警察署  
または LGL事務局までお気軽にお問い合わせ下さい。



福井県警察本部  
人身安全・少年課  
LGL事務局  
☎ (0776-22-2880)